

調停の申立てについて

市有地（伊丹市南町2丁目81番1，84番2及び85番2）の賃貸借に関し，賃貸借契約を解除した部分の土地の明渡し及び賃貸借契約を継続している部分の土地の賃料の見直し等に係る調停を申し立てるので，地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により，議会の議決を求める。

平成26年2月20日提出

伊丹市長 藤原 保 幸

記

1 相手方

住所

氏名

2 申立ての理由

本市と相手方は市有地の賃貸借契約を締結したが、相手方が当該土地の一部につき、契約に定められた用途に使用しなくなったため、本市は当該部分の土地に係る契約を解除し、当該土地の明渡しを求めた。その後、当該土地の明渡しと、契約を継続している部分の土地の賃料の見直し等について協議を求めてきたが、合意に至らないため、調停を申し立てるものである。